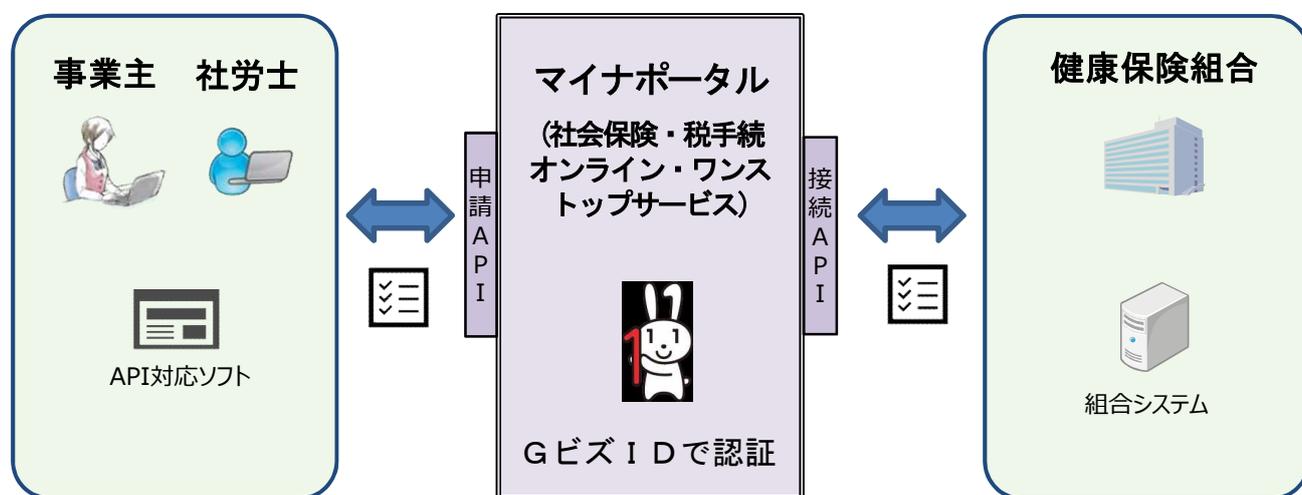


健保組合への電子申請環境の仕組み



◇ 事業主（社労士含む）の皆さまは、民間サービス事業者が提供するサービス（例：申請APIと連携する人事・給与システム等）を利用して、電子申請を行います。

※日本年金機構の届書作成プログラムから健保組合へ申請することはできません。

※手順の詳細は人事・給与システム等毎に異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。（申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上、ご対応をおねがいいたします。）

なお、一手続の容量については、30MBが上限となります。

◇ 事業主の皆さまが電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をおねがいします。

◇ 健康保険組合にはマイナポータルを利用して届出が送信されます。

◇ 健康保険組合では届出受理後、審査・決定しマイナポータルを利用して、決定通知書を送信します。

※決定通知書は必ず保存してください。